障害者支援施設 雑司谷

運　営　規　程

社会福祉法人 敬心福祉会　池袋敬心苑

（令和 6 年 4 月 1 日改定）

社会福祉法人敬心福祉会 障害者支援施設 雑司谷運営規程

第1条　事業の目的

1　社会福祉法人敬心福祉会が設置運営する指定障害者支援施設雑司谷（以下「事業所」という）は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）の理念に基づき、生活の安定及び充実を困難としている障害者が利用し、日中活動の場と生活の場を分離し、自立的に地域生活を送れるように支援することを目的とする。

第2条　事業所の運営方針

1　利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。

2　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

3　できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、指定障害者支援施設や障害者福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4　サービスの自己点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの向上を目指すものとする。

5　極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。

6　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条　事業所の名称並びに所在地

1　施設障害福祉サービスを行う事業所の名称並びに所在地は、次のとおりとする。

(1) 名　称：社会福祉法人　敬心福祉会　障害者支援施設　雑司谷

(2) 所在地：東京都豊島区南池袋3-7-8番地

第4条　実施する施設障害福祉サービスの種類・定員

1　事業所が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業　　：定員10名

(2) 施設入所支援事業：定員10名

第５条　職員の職種並びに員数及び職務内容は次のとおりとする。
事業所に勤務する職員の職種並びに員数及び職務内容は次のとおりとする。

1　管理者：1名（兼務）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

2　医師（非常勤）
医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。

3　サービス管理責任者：1名
サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施する。

4　生活支援員：定員3名以上
生活支援員は、利用者に対し日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する業務を行う。

5　看護師：1名
看護師は、利用者の看護及び利用者・職員の健康管理に関する業務を行う。

6　作業療法士又は理学療法士：1名
作業療法士又は理学療法士は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

7　管理栄養士：１名

8　その他の職員
1～7に掲げる職員の他、事務職員、警備員等の施設の適正な維持運営に必要な職員を置くことができる。

第６条　施設障害福祉サービスの種類ごとの内容
事業所が、利用者に提供する施設障害者福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

1　生活介護事業　（昼間において掲げるサービス等）
(1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る）
(2) 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
(3) 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
(4) 健康管理
(5) その他利用者の支援に関すること

2　施設入所支援事業（夜間・休日において掲げるサービス等）
(1) 食事・排泄等の介助、日常生活上の支援（食事は希望者に限る）
(2) 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
(3) 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
(4) 健康管理
(5) その他利用者の支援に関すること

第7条　施設障害者サービスの種類ごとの主たる対象者
1　事業所が利用者に提供する施設障害福祉サービス種類ごとの主たる対象者は次のとおりとする。
(1) 生活介護事業　　：身体障害者
(2) 施設入所支援事業：身体障害者

第8条　個別支援計画の作成等
1　サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別援助の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2　サービス管理責任者は、個別援助計画の作成に係る会議（利用者に対する生活介護、施設入所支援の提供にあたるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

3　個別支援計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の通信手段を活用して実施することがある。

第9条　相談及び援助
1　事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

2　事業所は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用者を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業等の利用者調整に必要な支援を実施するものとする。

第10条 介護
1　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2　事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。

3　事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

第 11 条 訓練

1　訓練は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2　事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことが出来るようにするため、利用者の心身に特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3　事業者は訓練を行うに当たっては、常に１人以上の生活支援員を訓練に従事するものとする。

4　事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、事業所の職員以外のものによる訓練を受けさせてはならないものとする。

第 12 条 食事

1　事業所は、利用者の希望に応じ食事の提供を行う。

2　事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う、また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

第 13 条 社会生活上の便宜の供与

1　事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者の同意を得て代わって行うものとし、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、利用者の外出の機会を確保するよう努めることとする。

第 14 条 健康管理

1　事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2　事業所は、常に利用者の健康状況において家族との連携を図るよう努めるものとする

第 15 条 非常災害対策

1　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備をもうけるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 16 条 緊急時等における対応方法

1　事業所の職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行って持っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

第 17 条 施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い

1　事業所は、施設入所支援を利用する利用者については、病院に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 ケ月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することが出来るようにするもとする。

第 18 条 利用者に関する市町村への通知

1　事業所は、施設障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付等を受けた場合、または受けようとしたとき。

第 19 条 身体拘束の禁止

1　事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3　身体拘束の適正化のため、その対策を検討する委員会の定期的開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じることとする。

第 20 条 虐待防止のための措置

1　事業所は、虐待防止に関する責任者及び委員会の設置、委員会の定期的な開催、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

第 21 条 勤務体制の確保

1　事業所は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することが出来るよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

2　事業所は、職員の資質の向上のために、必要な研修の機会を確保するものとする。

第 22 条 定員の遵守

1　事業所は、提供する施設障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第 23 条 衛生管理等

1　事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生した場合は、まん延しないように必要な措置を講じるとととともに、身体の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2　感染症の発生及びまん延の予防等に資するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を行うものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

第 24 条 協力医療機関等

1　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を次のとおり定める。

(1) 協力医療機関　　：一心病院　　内科、整形外科

(2) 協力歯科医療機関：波多野歯科医院　　歯科

第 25 条 掲示

1　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、主たる対象とする障害の種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または閲覧可能な形で備え置くものとする。

第 26 条 秘密保持

1　施設・事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2　施設・事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

第 27 条 苦情解決

1　事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知徹底を図るものとする。

第 28 条 事故発生時の対応

1　事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を都道府県及び市区町村、当該利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じるとともに、書面として記録するものとする。

2　事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生

した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第 29 条 記録の整備

1 事業所は、職員、設備、及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

第 30 条 業務継続に向けた取組の強化について

1 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定（BCP）、定期的な研修及び訓練の実施を行うとともに、当該計画を定期的に見直し、必要に応じ変更するものとする。

第 31 条 ハラスメント対策の強化について

1 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行うものとする。

第 32 条 その他運営に関する重要事項

1 事業所は、施設障害福祉サービスの利用について区市町村又は相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬心福祉会理事長と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　則）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和　3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和　6 年 4 月 1 日から施行する。（令和 6 年 3 月 18 日　理事会承認）